

## 株式会社商工組合中央金庫が実施する 御船共栄株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する御船共栄株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見書

2025 年 10 月 31 日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

御船共栄株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が御船共栄株式会社（「御船共栄」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

### ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、御船共栄の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、御船共栄がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

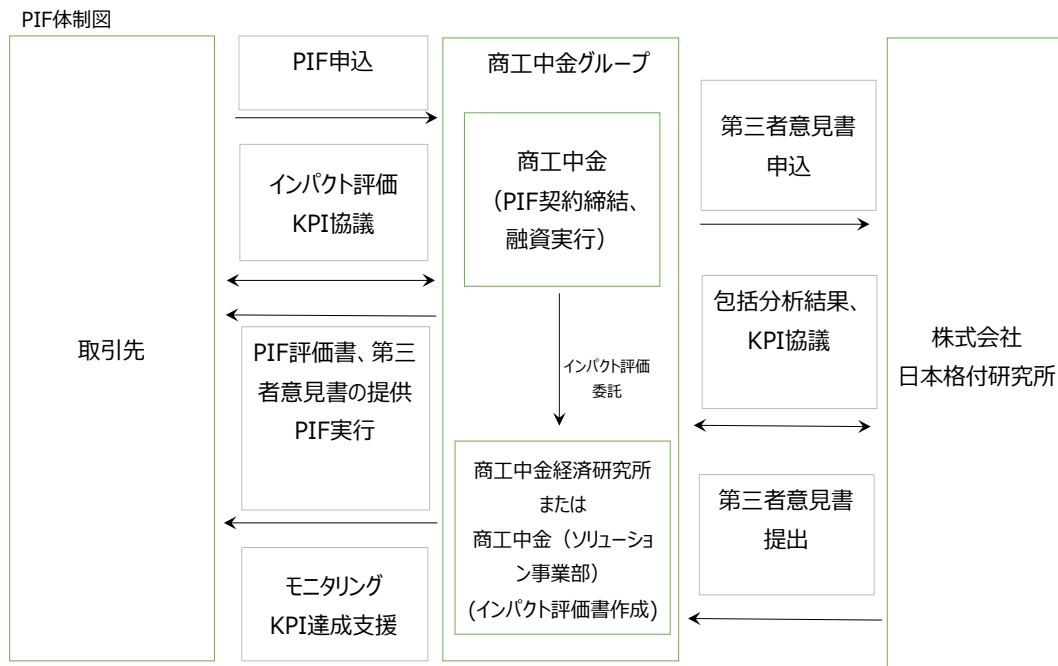
### ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

<sup>1</sup> 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

### ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・ 本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・ インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・ 借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

### ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である御船共栄から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス

の基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

---

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

---

川越 広志

担当アナリスト

井上 肇

---

井上 肇





### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的・機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。  
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。  
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.com/jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル



## ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025 年 10 月 31 日

株式会社商工中金経済研究所

---

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が御船共栄株式会社（以下、御船共栄）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、御船共栄の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業（\*1）に対するファイナンスに適用しています。

（\*1）中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

## 目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
  - 2.1 基本情報
  - 2.2 業界動向
  - 2.3 経営理念等
  - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

## 1. 評価対象のファイナンスの概要

|            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 企業名        | 御船共栄株式会社                       |
| 借入金額       | 150,000,000 円                  |
| 資金使途       | 運転資金                           |
| 借入期間       | コミットメントライン 期間 1 年（更新オプション 4 回） |
| モニタリング実施時期 | 毎年 7 月                         |

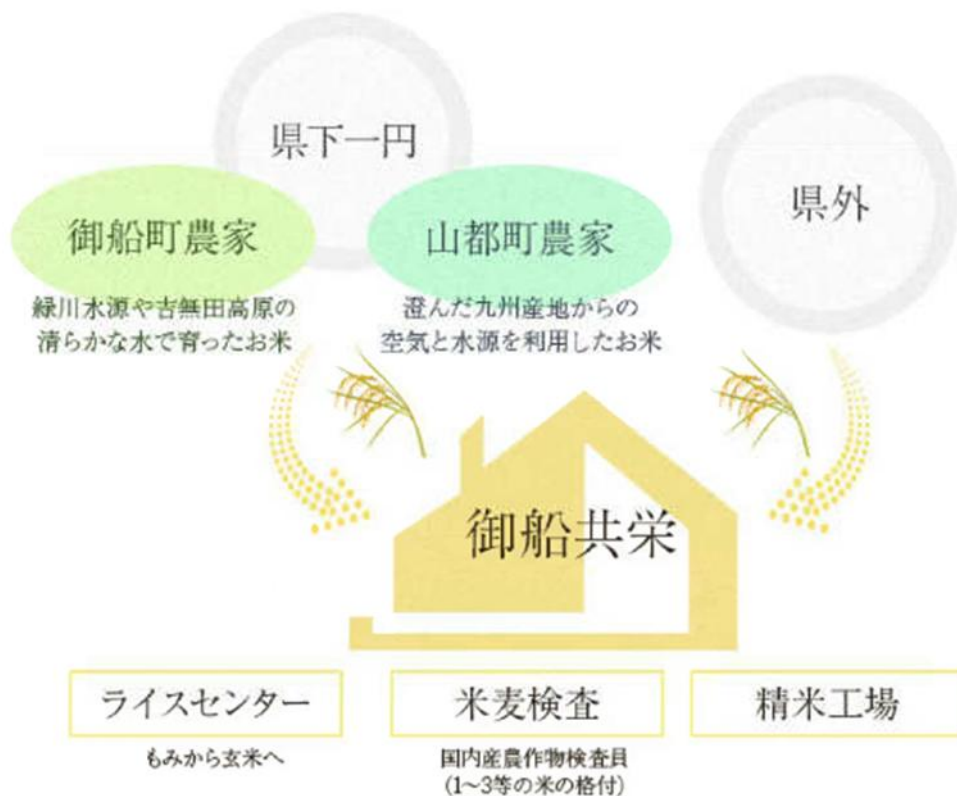
## 2. 企業概要・事業活動

### 2.1 基本情報

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 本社所在地 | 熊本県上益城郡御船町辺田見 18 番地 1 号     |
| 創業・設立 | 創業 1885 年<br>設立 1949 年 10 月 |
| 資本金   | 10,000,000 円                |
| 従業員数  | 12 名（2025 年 7 月現在）          |
| 事業内容  | 米麦集荷業、米穀販売業、肥料・飼料販売業        |
| 主要取引先 | (有)熊本なべしま、(株)アグリック、ほか       |

## 【業務内容】

- 御船共栄は、熊本県上益城郡御船町に本社を置く、1885 年創業の米麦集荷・米穀販売を主軸に行っている事業者である。御船町を中心とした地域は、水や土壌の質が高く、寒暖差のある盆地地形が美味しい米の生育に適していることから、熊本県内でも屈指の米どころとされている。御船共栄は、この地の利を活かし、地域農家との信頼関係を築きながら、持続可能な農業と高品質な米の供給に取り組んでいる。御船共栄は、ライスセンター、検査場、精米工場、倉庫を保有しており、米の「仕入」から「検査」「精米加工」「納品」までを一元管理できる体制を整えている。熊本県内を中心に、常時 70 社を超える顧客と取引を行っており、飲食店や百貨店の惣菜部門などに供給している。
- 事業の特徴  
農業協同組合（JA）と同じ集荷業者で、JA が設立される以前から地域の農家と密着して歩み、農家と業務店や消費者の橋渡しの役割を担い、共に発展を目指すことで、信頼関係を構築している。農家と直接契約していることから、生産者の顔の見える米を取り扱っており、契約農家の数も 250 件を超え、県下一円から九州各地まで幅広く取り扱っている。農家へのサポートとして、御船共栄が元々取り扱っていた肥料・農薬の販売経験を活かし、米の栽培指導を行うほか、収穫期には、ライスセンターにて生産者ごとに乾燥から粳摺りを行い、玄米として袋詰めを行っている。



（御船共栄 HP より）

- 御船共栄の強み

御船共栄には、米に関する知識と技術を極めた最高位の資格である「五つ星お米マイスター」の資格を持つ専門家が複数名在籍している。九州全域から豊富な原料米を仕入れ、熊本県産米を中心に多品種を取り揃えており、用途や調理法に応じた最適な米の提案を可能にしている。調理方法に応じて米を使い分けるこだわりを持つ飲食店のニーズに対して、最適な品種やオリジナルブランド米を提案することで、長年にわたる安定した取引関係を築いている。また、「お米 HACCP 適合確認事業者」として認定を受けており、衛生管理面と品質保証面の両面で高い信頼性を確保している。



(JRAA-SE-024)  
(御船共栄 HP より)

- 主な商品一覧（熊本県産）

御船共栄では、熊本県産を中心に約 20 銘柄を取り扱っている。





ヒヒカリ



塩栽培米ヒヒカリ  
(くまモンパッケージ)



特別栽培米ヒヒカリ



阿蘇コシヒカリ



幸運米



阿蘇ミルキークイーン



もち米



ライスキューブ  
(くまモンパッケージ)



ライスパック  
(御船共栄HPより)



【事業拠点】

| 拠点名        | 住所                      |
|------------|-------------------------|
| 本社         | 熊本県上益城郡御船町辺田見 18 番地 1 号 |
| 精米工場・倉庫    | 熊本県上益城郡御船町辺田見 18 番地 2 号 |
| ライスセンター・倉庫 | 熊本県上益城郡御船町辺田見 3 番地      |
| 木倉倉庫       | 熊本県上益城郡御船町木倉 1094-5     |

(精米工場・倉庫外観)



(御船共栄 HP より)

【沿革】

|             |                                                                                    |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1885 年      | 熊本県上益城郡御船町に「赤星商店」として創業<br>米の集荷・卸・肥料販売を開始                                           |
| 1949 年 10 月 | 「御船共栄株式会社」として法人化<br>(戦前の米の配給制に伴い熊本県各地にも食糧営団が設立された。当方も食糧営団となり、戦後営団が廃止され御船共栄株式会社となる) |
| 1983 年 10 月 | 「御船共栄共乾利用組合」設立<br>民間のライスセンターとして九州初の民間集荷業として助成金を受け営農組合を設立<br>米・麦の乾燥、粳摺り、調製施設として稼働   |
| 2008 年 4 月  | 会社移転<br>国道拡張・整備に伴い、御船町御船 935-1 より現在地に移転                                            |
| 2016 年      | 熊本地震で御船共栄協乾利用組合が乾燥施設の被害を受け、「平成 28 年度熊本地震被災地設備等対策事業」として再整備                          |
| 2018 年      | 熊本地震で甚大な被害を受けた倉庫・設備を、「グループ補助金 (*2)」を活用し、冷房倉庫・精米設備として再建                             |

- (\*2) 熊本地震で被災した中小企業などが複数のグループを形成して復興事業を作成し、認定されると、施設や設備などの復旧費用の最大 4 分の 3 が国や県から補助される制度。

## 2.2 業界動向

- 水稻作付農家数の推移

農林水産省「農林業センサス（5 年ごとに実施される国の基幹統計調査）」によると、国内の水稻作付農家数は減少を続け、平成 12 年に約 1,744 千戸あった農家数は、令和 2 年には約 699 千戸と、20 年間で半数以下まで減少しており、平成 27 年から 5 年間で約 26%減少している。また、主業農家数は、依然として低い水準にある。

### （農家数の推移）

（単位：千戸）

|         | 平成<br>12年 | 平成<br>17年 | 平成<br>22年 | 平成<br>27年 | 令和<br>2年 | 令和2年/<br>平成27年 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------------|
| 総農家数    | 3,120     | 2,848     | 2,528     | 2,155     | 1,747    | 81%            |
| 販売農家数   | 2,337     | 1,963     | 1,631     | 1,330     | 1,028    | 77%            |
| 水稻作付農家数 | 1,744     | 1,402     | 1,159     | 940       | 699      | 74%            |
| 主業農家数   | 321       | 269       | 217       | 170       | 127      | 75%            |
| 準主業農家数  | 502       | 373       | 323       | 209       | 110      | 53%            |
| 副業的農家数  | 920       | 761       | 620       | 561       | 461      | 82%            |

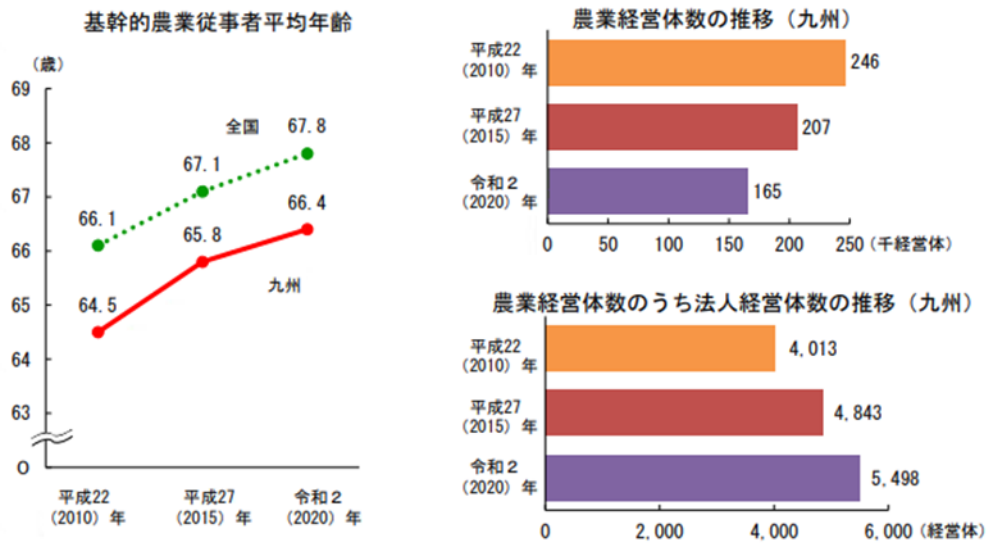
【販売農家】 経営耕地面積が30a以上又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家。  
 【主業農家】 農業所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家。  
 【準主業農家】 農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家。  
 【副業的農家】 65歳未満の農業従事日数60日以上の方がいない農家。

（農林水産省「稲作の現状と課題（令和 7 年 8 月）」より）

- 農業従事者の平均年齢と農業経営体

九州農政局「九州の農業」によると、基幹的農業従事者の平均年齢は全国・九州とも 66 歳を超え、農業者の高齢化が進んでいる。稲作では特に高齢化が進んでおり、農林水産省「農林業センサス」によると、60 歳代以上が約 9 割を占めている。九州における令和 2 年の農業経営体数は 165 千経営体で、10 年前に比べて約 3 割減少しているが、法人化している経営体は 5,498 経営体で約 4 割増加している。小規模な経営体の減少が進む一方で、大規模な経営体への水田への集積が進んでいる傾向が伺える。

(基幹的農業従事者の平均年齢と農業経営体)

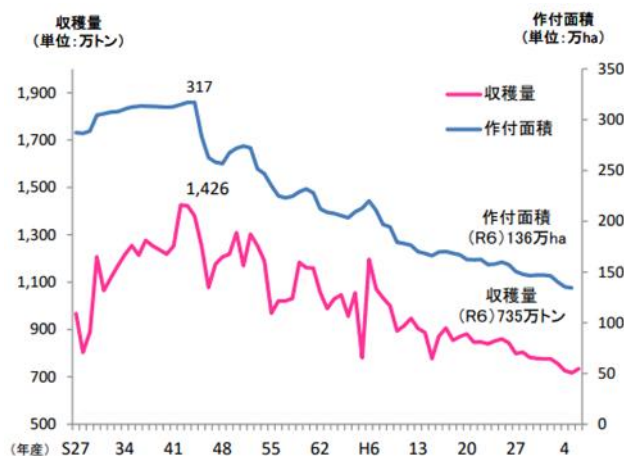


(九州農政局「九州の農業 2025」より)

● 水稻作付面積と収穫量の推移

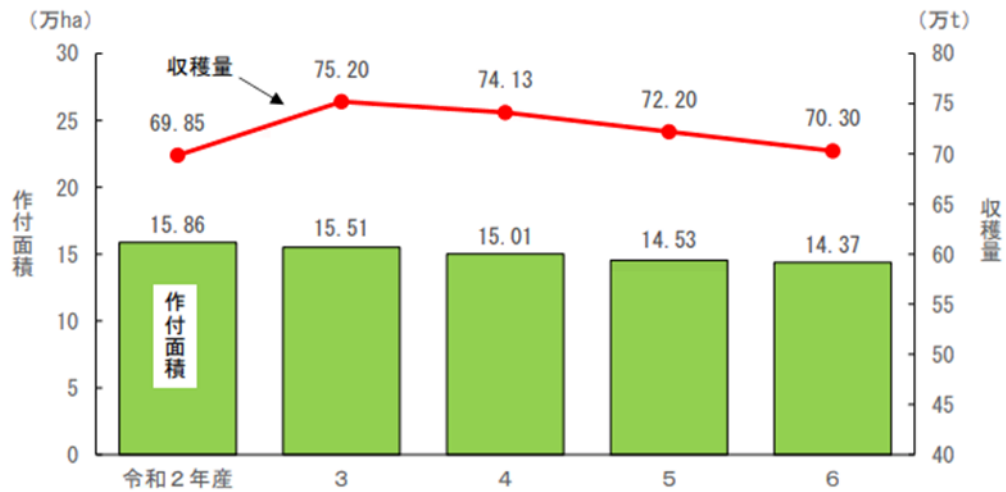
農林水産省「作物統計調査」によると、国内の水稻の収穫量は昭和42年、作付面積は昭和44年をピークに、国民の食生活の変化によるコメの消費量の減少等に伴い減少してきている。令和6年産水稻の作付面積は約136万ha(前年産比約1.5万ha増加)となっている。水稻の収穫量は約735万トン(前年産比約18万トン増加)となっている。増加の背景には、北海道・東北地域で天候に恵まれたこと、米の価格の安定も農家の作付意欲を後押ししたものと推測される。令和6年産における九州の水稻作付面積は14.3万haで前年産に比べ1,600ha減少し、収穫量は前年産から1.9万トン減少し70.3万トンとなっている。九州の収穫量は国内の約9.6%で、九州内では福岡県・熊本県が各々約21%を占めている。

(国内の水稻作付面積と収穫量の推移)



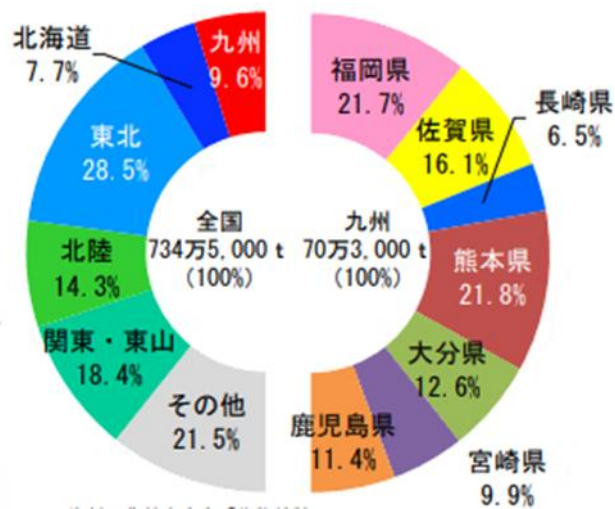
(農林水産省「稲作の現状と課題 (令和7年8月)」より)

(九州の水稲作付面積と収穫量の推移)



(九州農政局「九州の農業 2025」より)

(令和6年産収穫量の全国及び九州内割合)



(九州農政局「九州の農業 2025」より)

## 2.3 経営理念等

### 【経営理念】

| 経営理念                                                                               |                                |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
|   | お客様・地域とともに <b>繁栄することを目指す</b>   |
|   | 仕事を通じて <b>農業と自然環境を守る</b>       |
|   | 仕事を通じて 生産者と消費者の <b>利益に貢献する</b> |
|  | 仕事を通じて お互いに協力し <b>人間力を高める</b>  |

### 【SDGs 達成に向けた取り組み】

| 2030 年の SDGs 達成に向けた経営方針と目指す姿                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>地球温暖化や消費者志向の変化の中、農地の集約化により大規模農家を育成し、ドローンの活用等によるスマート農業を推進する。また、寒暖差のある熊本県の気象条件を生かし暖地の天草から寒冷高地の阿蘇地域まで農業人材が通年で米作に従事できるような環境を実現し、生産と流通の一体化による 6 次産業化、美味しさ、質、価格のバランスを追求し消費者に喜ばれるリーディング米穀企業を目指す。</p> |
| パートナーシップ                                                                                                                                                                                         |
| <p>米麦集荷事業者として、関係の深い農家、肥料・農薬メーカー、取引業者、地域、行政等と連携を深め、信用、信頼をさらに高めていくとともに、会社内においては、社員の働く環境の改善を図り、一丸となって生産者と消費者との蝶つがいの役割を進化・発展させていく。</p>                                                               |



## 2.4 事業活動

御船共栄は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

### 【環境負荷低減への取組み】

- 特別栽培米（\*3）の取り扱い

御船共栄は、農家と直接契約し、長年の取引を背景に信頼関係を構築しており、農家へのサポートの一環として、肥料・農薬の販売経験を活かした米の栽培指導を行っている。農家とともに、農薬や化学肥料の使用量を抑えた農法による生産を追求し、周辺環境にもやさしい農法を推進している。こうして生産された塩栽培米などの特別栽培米も取り扱っている。

（\*3）生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素成分量が 50%以下で栽培された米。

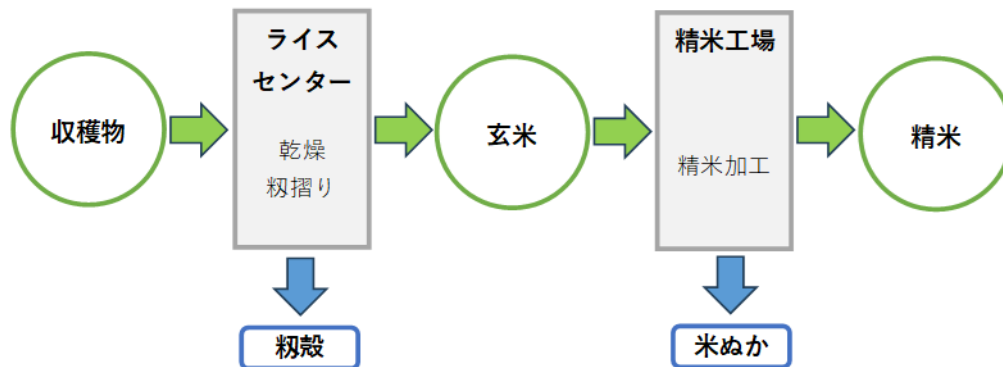
（特別栽培米）



- 廃棄物の有効活用と適正処理

事業活動において、農家から収穫された「籾」を受け入れ、ライスセンターで「乾燥」「籾摺り」の過程で取り除かれる「籾殻」と、精米工場で「精米加工」の過程で取り除かれる「米ぬか」が、廃棄物として発生する。御船共栄では、「籾殻」は牛や馬の畜舎に敷き詰められる敷料として無償提供しており、「米ぬか」は飼料として養豚農家などに販売している。産業廃棄物である「籾殻」「米ぬか」を有効利用することで、廃棄物の削減や環境にやさしい循環型農業に貢献している。今後も、こうした事業活動を継続していく方針である。また、作業現場で発生する段ボール箱・ビニールなどの梱包資材は、保管場所に適切に保管し、定期的に専門回収業者に全て引き渡している。





(ヒアリングにより商工中金経済研究所作成)

- エネルギー使用量・CO2 排出量削減

本社・工場建物内の照明は順次 LED 化し、エネルギー効率の見直しを進め、LED 化率は 100% となっている。保有するフォークリフトは、3 台中 1 台がバッテリーフォークリフトを、輸送車両は 4 台全て最新規制適合トラックを導入している。環境に配慮した取り組みにより、作業時や輸送時の汚染物質の排出軽減に努めている。今後も更なるエネルギー使用量・CO2 排出量の削減に取り組む方針である。今後の取り組みとしては、バッテリーフォークリフトへの代替を進めていくとともに、輸送車両代替の際は、最新の規制に適合した車両を導入することで、環境負荷の低減に努める意向である。こうした取り組みを継続し、エネルギー（電力・ガソリン・軽油）使用量の削減を図っていく考えである。また、太陽光発電設備（自家消費）を設置する計画を進めている。

### 【雇用・職場環境への取り組み】

- 働きやすい職場環境への取り組み

ワーク・ライフ・バランス実現のため、長時間労働の抑制や有給休暇の取得推進に取り組んでいる。繁忙期（10～12 月）以外での定時退社や年次有給休暇にプラスして 5 日の休暇を取得するよう奨励している。こうした取り組みにより、2024 年の時間外労働時間は、月平均約 6 時間、有給休暇取得率は約 60%（法定の有給休暇は全社員取得）となっている。今後も作業管理を徹底することで、定時退社と有給休暇取得率の向上に努めていく意向である。福利厚生面では、健康保険・厚生年金・介護保険などの法定福利費の負担のほか、全社員を対象に医療・傷害保険に加入しており、社員の疾病治療・入院費の補償、休日等の自宅・外出先でのケガの補償（業務上・労災以外）により、社員の経済的負担リスクを軽減している。

- 人材の活躍の場を広げる取り組み

少数精鋭の体制で豊富な知識と経験を有しているが、平均年齢が約 53 歳（最高齢 72 歳）と高くなっており、今後高齢化が予想される。地域の農家と信頼関係を有し、全ての業務を熟知しているシニア層は貴重な人材であり、高齢者となっても、豊富な経験を活かした活躍を期待している。御船共栄では、働く意欲のある人は継続して雇用する方針で、今後も雇用機会を継続して提供していく意向である。また、中途採用の募集を随時行うことで雇用機会を提供している。

- 人材育成

少数精鋭の組織体制の中で、社員が多能工として幅広い業務を経験し、実践的なスキルと知識を身につけられる環境を整えている。社員全員が「仕入」「検査」「精米加工」「納品」までの全ての工程を経験することを基本としており、業務全体の流れを理解し、どの工程でも柔軟に対応できる力を養っている。また、資格取得支援制度により、品質管理において高い知識を持つ人材を育成しており、業務上必要な米の検査員資格・フォークリフトの免許などの受講費用や取得費用は、全額会社負担としている。

（主な保有資格：2025 年 7 月時点）

| 資格名称        | 人数  |
|-------------|-----|
| 五つ星お米マイスター  | 2 名 |
| 農産物検査員      | 6 名 |
| フォークリフト運転免許 | 6 名 |
| 施肥技術マイスター   | 1 名 |

- 働きがいのある職場づくり

賃金については、都道府県「熊本県」の平均賃金（令和 6 年賃金構造基本統計調査）を上回る水準で、2024 年度は 5.1%の賃金引上げを行っている。今後も賃金引上げによって、熊本県の平均賃金以上の水準を維持していく意向である。

## 【安全への取り組み】

- 食の安心・安全への取り組み

御船共栄は 2020 年に、一般財団法人日本米穀商連合会から、お米 HACCP の適合確認事業者として、認定を取得している。HACCP は食品の安全性を確保するための管理手法であり、原材料の受け入れから製品の出荷までの各工程で危害要因を分析し、重要管理点を設定して監視・記録を行うものである。御船共栄の精米工場・倉庫では外部からの埃や害虫等の侵入・混入を防ぐため、二重ドアを設置し、玄米投入口や精米作業場、製品計量場を分けし、原料受入から精米・包装・出荷までの全工程で衛生管理を徹底している。また、米の仕入から納品まで一元管理できる体制を整えている。全ての工程を社内で完結させることで、品質のばらつきを防ぎ、トレーサ

品質を確保し、お米マイスターや民間検査員資格を持つ社員の監修により品質管理も徹底している。こうした取り組みにより、安心・安全な米を提供することで、顧客・消費者からの信頼獲得につなげていきたいと考えている。

- 安全管理の取り組み

御船共栄では、清潔で安全な就業環境を整備し、汚染や転倒等の事故防止を未然に防止するため、3S 活動（整理・整頓・清掃）や作業者の服装チェック・体調管理の徹底に取り組んでいる。業務上、重量物を取り扱うことから、社員の腰痛防止のためパワーアシストスーツを装備し、疲労防止のため休憩タイムを適宜設けるように努めている。こうした取り組みにより、社員が安心して働ける環境や健康管理に努めることで、労働災害の発生防止に取り組んでおり、過去 5 年間に労働災害は発生していない。

### 【地域社会への貢献】

- 顧客へのサポート

直接契約している農家に対して、米の栽培指導を行うほか、収穫期にはライスセンターにて生産者ごとに乾燥から粳摺りを行い、玄米として袋詰めを行うことで、農家の省力化と品質の安定化に貢献している。また、販売先である飲食店などからのニーズ（料理の味に合うお米、コストに見合った美味しいお米など）に対して、業務用オリジナルブランド米の開発を手伝い、「プロ専用米」として提供している。飲食店の事業規模によっては、最低ロット（30kg）から対応し、熊本県内は迅速に対応することで貢献している。

- 米の安定供給と取扱量増加

食生活の主食である米は、栄養バランスや健康維持をサポートする食料で、米を安定供給することにより、食料安全保障面の役割も担っている。御船共栄は、卸問屋経由や EC サイトでの販売により、消費者の栄養バランスがとれた健康的な食生活につながっている。また、250 件を超える契約農家と 70 社を超える顧客（飲食店などの中小企業）と取引しており、複数の倉庫を保有し、米を安定的に仕入・販売することで、農家や飲食店などの経済活動に貢献している。今後、顧客へのサポート強化と共に取扱量を増加させることで、より多くの顧客の事業活動に貢献していきたいと考えている。

- 地域への貢献

御船共栄は、熊本県産米を主体に取り扱うことで、地域の稲作農業に貢献しているほか、毎年 12 月には「米まつり」を開催し、地元住民に安価で米を提供する活動を行っている。また、農家が多い隣町（上益城郡山都町）に企業版ふるさと納税を行っている。こうした活動を通して、今後も地域社会に貢献していきたいとの意向である。

### 3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

| 社会（個人のニーズ）         |        |           |
|--------------------|--------|-----------|
| 紛 争                | 現代奴隷   | 児童労働      |
| データプライバシー          | 自然災害   | 健康および安全性  |
| 水                  | 食 料    | エネルギー     |
| 住 居                | 健康と衛生  | 教 育       |
| 移動手段               | 情 報    | コネクティビティ  |
| 文化と伝統              | ファイナンス | 雇 用       |
| 賃 金                | 社会的保護  | ジェンダー平等   |
| 民族・人種平等            | 年齢差別   | その他の社会的弱者 |
| 社会経済（人間の集団的ニーズ）    |        |           |
| 法の支配               | 市民的自由  | セクターの多様性  |
| 零細・中小企業の繁栄         | インフラ   | 経済収束      |
| 自然環境（プラネタリーバウンダリー） |        |           |
| 気候の安定性             | 水 域    | 大 気       |
| 土 壌                | 生物種    | 生息地       |
| 資源強度               | 廃棄物    |           |

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示）

#### 【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

|             |                                            |
|-------------|--------------------------------------------|
| 国際標準産業分類    | 農産品原料及び生き物卸売業                              |
| ポジティブ・インパクト | 食料、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄                        |
| ネガティブ・インパクト | 健康および安全性、食料、社会的保護、気候の安定性、水域、大気、生物種、生息地、廃棄物 |

## 【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

### ■ポジティブ・インパクト

| インパクト       | 取組内容            |
|-------------|-----------------|
| 健康および安全性、食料 | ➤ 米の安定供給と取扱量増加  |
| 健康および安全性、食料 | ➤ 食の安心・安全への取り組み |
| 賃金          | ➤ 働きがいのある職場づくり  |
| 零細・中小企業の繁栄  | ➤ 顧客へのサポート      |

### ■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

| インパクト    | 取組内容                             |
|----------|----------------------------------|
| 健康および安全性 | ➤ 働きやすい職場環境への取り組み<br>➤ 安全管理の取り組み |
| 社会的保護    | ➤ 働きやすい職場環境への取り組み（福利厚生面）         |
| 気候の安定性   | ➤ エネルギー使用量・CO2 排出量削減             |
| 資源強度、廃棄物 | ➤ 廃棄物の有効活用と適正処理                  |

### ■ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

| インパクト                     | 取組内容              |
|---------------------------|-------------------|
| （ポジティブ）教育<br>（ネガティブ）社会的保護 | ➤ 人材育成            |
| （ポジティブ）雇用<br>（ネガティブ）年齢差別  | ➤ 人材の活躍の場を拡げる取り組み |

### ■UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

#### <ネガティブ・インパクト>

| インパクト         | 特定しない理由                                                                                                                            |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食料            | ➤ 米の販売が主体で、不健康な食生活に関連する事業ではないため<br>➤ 品質管理を徹底しており、伝染病の蔓延に寄与する可能性はないため                                                               |
| 水域、大気、生物種、生息地 | ➤ 輸送物は梱包している米が主体で、輸送車両は最新規制適合トラックを導入していることから、輸送中に水域を汚染することはなく、汚染物質の排出抑制を通じて、大気・生態系・生物種に与える影響を抑制しているため<br>➤ 遺伝子組み換えに関連する事業は行っていないため |

#### 4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

御船共栄は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。

##### 【ポジティブ・インパクト】

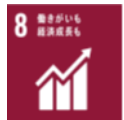
| 特定したインパクト       | 健康および安全性、食料                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                     |                                                                                       |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組内容（インパクト内容）   | 米の安定供給と取扱量増加                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                     |                                                                                       |
| KPI             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2029 年度までに、米の年間取扱量 2,100 トン以上を達成する<br/>(2024 年度実績：約 1,800 トン)</li> </ul>                                                                                                                                    |                                                                                                                                     |                                                                                       |
| KPI 達成に向けた取り組み  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 食生活の主食である米は、栄養バランスや健康維持をサポートする食料であり、米を安定供給することにより、消費者の栄養バランスがとれた健康的な食生活に貢献する。</li> <li>➢ 農家との直接契約数の増加や大規模農家へのサポート強化により、米の受入量の増加を図り、稲作農家の経済活動に貢献する。</li> <li>➢ 販路の拡大に努め、米の販売量の増加を図り、顧客の経済活動に貢献する。</li> </ul> |                                                                                                                                     |                                                                                       |
| 貢献する SDGs ターゲット | 2.1                                                                                                                                                                                                                                                  | 2030 年までに、飢餓を撲滅し全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。                                                            |  |
|                 | 2.3                                                                                                                                                                                                                                                  | 2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。 |  |

| 特定したインパクト      | 健康および安全性、食料                                                                                                       |  |  |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 取組内容（インパクト内容）  | 食の安心・安全                                                                                                           |  |  |
| KPI            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● お米 HACCP 認証を継続更新する。</li> </ul>                                           |  |  |
| KPI 達成に向けた取り組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 社員の衛生管理への意識向上と知識の底上げを図り、第三者機関からの客観的な評価を取得することで、より安心安全な米を提供する。</li> </ul> |  |  |



|                 |     |                                                                          |                                                                                     |
|-----------------|-----|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 貢献する SDGs ターゲット | 2.1 | 2030 年までに、飢餓を撲滅し全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。 |  |
|-----------------|-----|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|

【ネガティブ・インパクト】

|                 |                                                                                                                                                                         |                                                                             |                                                                                       |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 特定したインパクト       | 健康および安全性                                                                                                                                                                |                                                                             |                                                                                       |
| 取組内容（インパクト内容）   | 働きやすい職場環境への取り組み<br>安全管理の取り組み                                                                                                                                            |                                                                             |                                                                                       |
| KPI             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2029 年度までに、有給休暇取得率を 70%以上とする。<br/>(2024 年度実績：約 60%)</li> <li>● 毎年、労働災害発生件数ゼロ件を維持する。</li> </ul>                                 |                                                                             |                                                                                       |
| KPI 達成に向けた取り組み  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 作業管理を徹底することで、有給休暇の取得率の向上に努める。</li> <li>➢ 清潔で安全な就業環境を整備し、汚染や転倒等の事故防止を未然に防止するため、3S 活動（整理・整頓・清掃）や作業者の服装チェック・体調管理を徹底する。</li> </ul> |                                                                             |                                                                                       |
| 貢献する SDGs ターゲット | 3.4                                                                                                                                                                     | 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。              |  |
|                 | 8.5                                                                                                                                                                     | 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 |  |
|                 | 8.8                                                                                                                                                                     | 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。            |  |

|               |                                                                                                                                                                                                                          |  |  |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 特定したインパクト     | 気候の安定性                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 取組内容（インパクト内容） | エネルギー使用量・CO2 排出量削減                                                                                                                                                                                                       |  |  |
| KPI           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2029 年度までに、電力使用量を 10%以上減少させる。<br/>(2024 年度実績：5.2kWh/トン)</li> <li>● 2026 年 3 月までに、太陽光発電設備（自家消費）を設置する。設置後、KPI は再設定する。</li> <li>● 2030 年 3 月までに、フォークリフト 1 台をバッテリーフォークリフ</li> </ul> |  |  |

|                 |                                                                                                                                                                |                                                   |                                                                                      |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | <p>トに代替える。</p> <p>(2025 年 7 月時点 : 3 台中 1 台)</p>                                                                                                                |                                                   |                                                                                      |
| KPI 達成に向けた取り組み  | <p>➤ ライスセンターや精米工場での作業のスケジュール管理を徹底し、計画的に作業を実施することで電力使用量の削減を図る。</p> <p>➤ 太陽光設備（自家消費）を設置し、再生可能エネルギーを活用する。</p> <p>➤ 今後代替えを計画しているフォークリフトを電動化に切り替えることで低炭素化に貢献する。</p> |                                                   |                                                                                      |
| 貢献する SDGs ターゲット | 7.2                                                                                                                                                            | 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。  |   |
|                 | 7.3                                                                                                                                                            | 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。                 |   |
|                 | 13.1                                                                                                                                                           | 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 |  |

【ポジティブ・インパクト】【ネガティブ・インパクト】

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特定したインパクト      | <p>教育（ポジティブ）</p> <p>社会的保護（ネガティブ）</p>                                                                                                                                                                                                                                           |
| 取組内容（インパクト内容）  | 人材育成                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| KPI            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2030 年 3 月までに、農産物検査員資格者数を 1 名以上増加させる。<br/>(2025 年 7 月時点 : 6 名)</li> <li>● 2030 年 3 月までに、フォークリフト運転免許取得者数を 2 名以上増加させる。<br/>(2025 年 7 月時点 : 6 名)</li> <li>● 2030 年 3 月までに、施肥技術マイスター取得者数を 2 名以上増加させる。<br/>(2025 年 7 月時点 : 1 名)</li> </ul> |
| KPI 達成に向けた取り組み | <p>➤ 業務上必要な各種資格の取得を推進し、資格取得支援制度により、資格取得に係る受講費用や取得費用は、全額会社負担とする。</p>                                                                                                                                                                                                            |

|                 |     |                                                                             |                                                                                     |
|-----------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 貢献する SDGs ターゲット | 4.4 | 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。    |  |
|                 | 8.5 | 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 |  |

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定しているものの、KPI を設定しないもの

| インパクト    | 設定しない理由                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------|
| 年齢差別     | 高齢者が能力を発揮できる職場づくりを進めることで十分に抑制が図られており、今後も雇用機会を提供していくため        |
| 資源強度、廃棄物 | 事業活動の過程で発生する「粃殻」「米ぬか」を有効利用することで十分に抑制が図られており、今後も継続して取り組む方針のため |

## 5.サステナビリティ管理体制

御船共栄では、本ファイナンスに取り組むにあたり、赤星社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、赤星社長を最高責任者兼プロジェクト・リーダーとし、関係各部と連携を取りながら、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者兼プロジェクト・リーダー) 代表取締役社長 赤星 和彦

## 6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、御船共栄と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、御船共栄と協議して再設定を検討する。

## 7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。御船共栄は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 前田浩彦

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190